

前橋市市税条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(種別割の税率) 第84条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円 エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 オ 省略 (2)～(3) 省略 附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第15条の2 省略 2～6 省略 7 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 8～9 省略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第15条の3 省略 2～12 省略 13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に法施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。 14～15 省略	(種別割の税率) 第84条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 エ 省略 (2)～(3) 省略 附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第15条の2 省略 2～6 省略 7 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 8～9 省略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第15条の3 省略 2～12 省略 13～14 省略

(読替規定等) 第23条 省略 第24条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第24項、第32項、<u>第33項、第37項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第126条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 2 省略	(読替規定等) 第23条 省略 第24条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第24項、第32項、<u>第34項、第38項若しくは第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第126条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 2 省略
---	---